

合志市重層的支援体制整備事業 実施計画

令和 7 年 4 月

合志市 健康福祉部 福祉課

目 次

はじめに.....	1
第 1．重層的支援体制整備事業実施計画の策定	2
1．計画策定の背景と趣旨	2
2．計画の位置づけ.....	2
3．計画の期間と評価見直し	3
4．計画策定にあたっての体制	3
第 2．重層的支援体制整備事業の実施について	4
1．重層的支援体制整備事業の概要	4
第 3．重層的支援体制整備事業において実施する事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項 各号）及び実施体制について	6
1．事業一覧	6
2．実施体制	7
（ア）相談支援.....	7
（イ）地域づくり支援	9
（ウ）新たな機能.....	10

はじめに

少子高齢・人口減少社会が到来し、支え合い機能の脆弱化や、地域の担い手不足等が進む中、地域社会の基盤の再構築も視野に入れて、対象者の属性を問わない相談支援や多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が令和3年4月より始まりました。

この事業は、複雑化・複合化した地域住民の支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備することで、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」をめざすものです。

合志市で行う重層的支援体制整備事業は、新たな窓口等を作るわけではなく、市全体の支援関係機関が既存の取り組みを活用し、複数の分野にまたがる相談や、狭間のニーズに対応し、一人ひとりの状況に応じた支援や、寄り添いながら伴走していく支援を行います。

併せて、複雑化・複合化するケースについては、支援に関わる多くの機関がそれぞれの役割を分担し、協働するようコーディネートし、支援の方向性を統一して取り組みます。

こうした「包括的な支援体制」を構築することによって、「第4期合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の基本理念「市民みんなでまると地域共生社会~だれもがつながり寄り添い合える健幸都市こうし~」の実現をめざします。

第1. 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

1. 計画策定の背景と趣旨

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年（2020年）法律第52号）に伴う社会福祉法（昭和26年（1951年）法律第45号）の改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業として「重層的支援体制整備事業（以下、「本事業」という。）が創設され、令和3年（2021年）4月1日に施行されました。

本市においては、令和5年3月に「第4期合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、地域共生社会の実現に向けて、本市が取り組む施策等について定めています。

このたび、地域共生社会の実現に向け、より一層体制を強化していくにあたり、その具体的な計画を定めるため、合志市重層的支援体制整備事業実施計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。

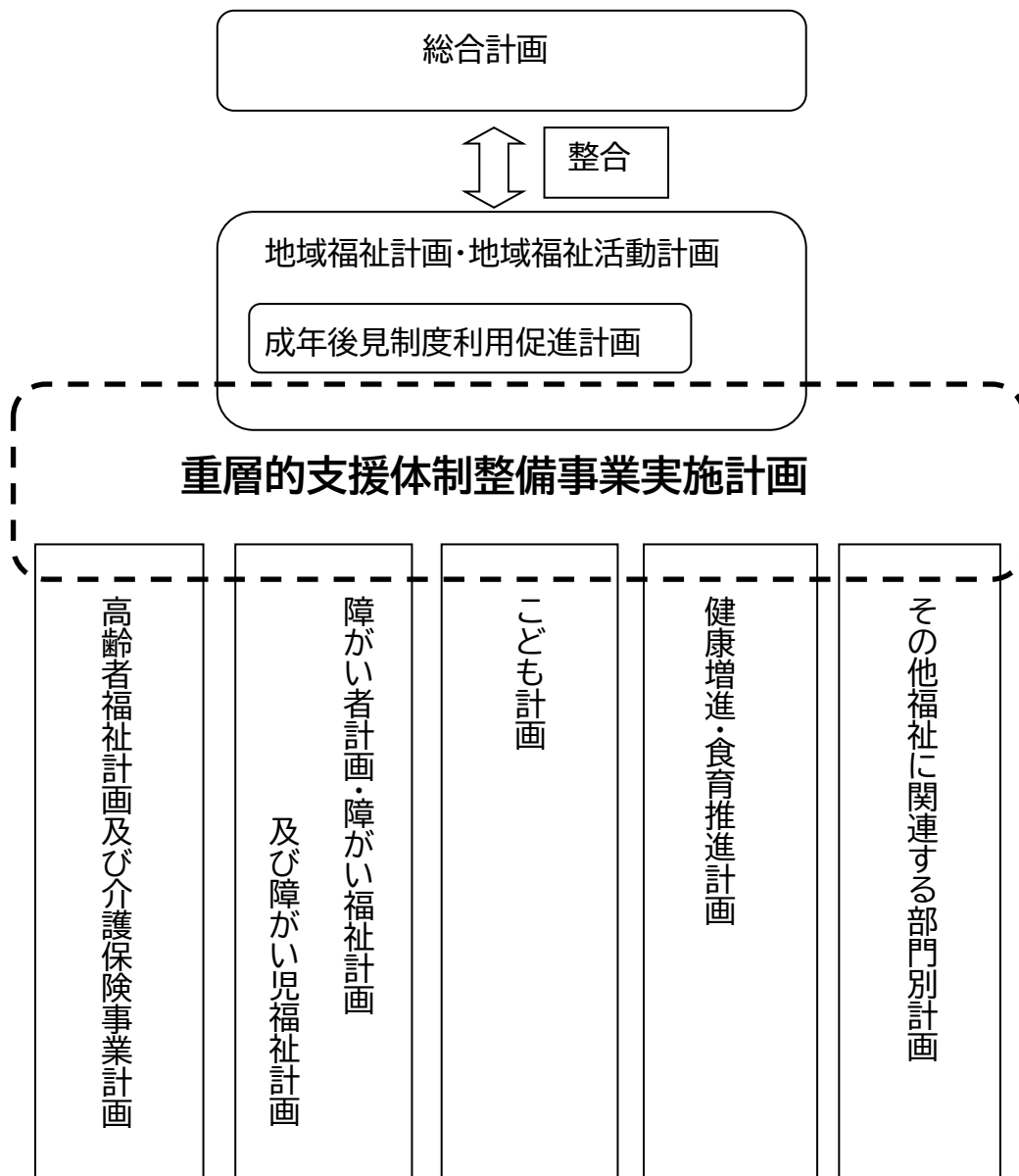


（出典：厚生労働省）

2. 計画の位置づけ

本事業の実施にあたっては、実施計画を策定するよう努めるものと規定されており（社会福祉法第106条の5）、本計画は、当該規定に基づき策定するものです。

また、本計画の上位計画にあたる「第4期合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の理念に基づき、特に包括的な相談支援体制の整備について、より具体的に実施するために必要な事項を定めるものです。併せて、市総合計画や各分野の計画とも整合・連携を図った計画とします。



3. 計画の期間と評価見直し

本計画の実施期間は1年間とし、第4期合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画の計画期間（令和5年度から令和9年度）の間、年度ごとに実施状況を確認したうえでPDCAサイクルによる評価を行います。

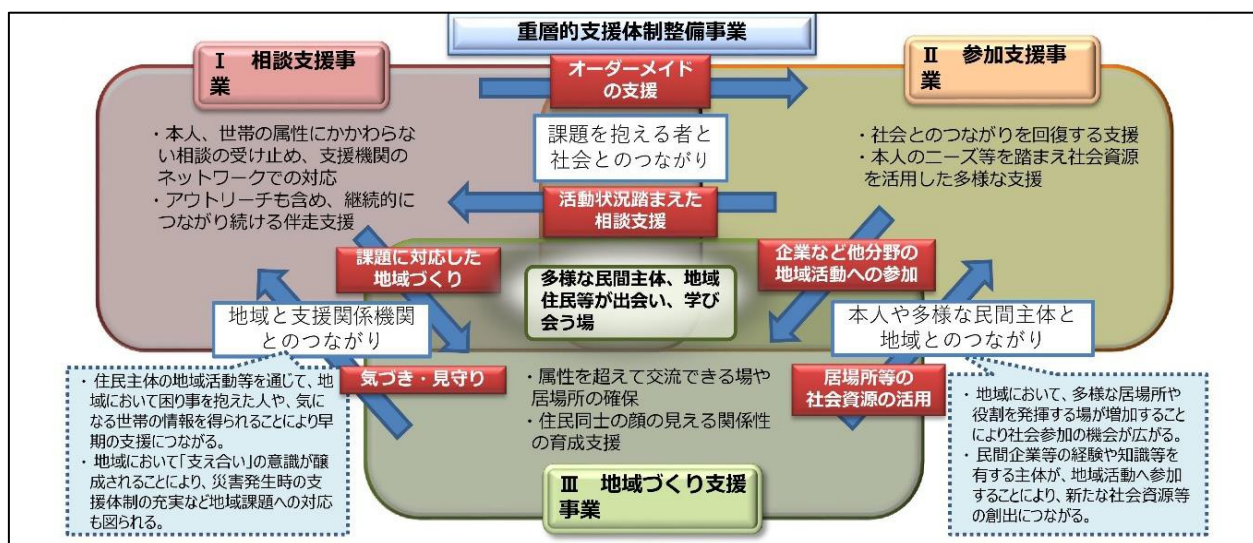
4. 計画策定にあたっての体制

本計画については、福祉課が中心となり、庁内関係課職員から構成される庁内会議にて協議・検討を行いました。

第2. 重層的支援体制整備事業の実施について

1. 重層的支援体制整備事業の概要

昨今、福祉の現場では、一つの世帯に複数の課題が存在しているために、介護、障がい、こども、生活困窮といった各分野別の制度では対応が困難なケースが発生しており、必要な支援が十分に届いていない現状にあります。具体的には、8050問題や、ひきこもり、介護と育児のダブルケア、ヤングケアラーなどが挙げられます。本事業では、このような複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある課題等がある人やその世帯に対して、支援関係機関や地域住民等の連携により課題の解決に資する支援が包括的に提供されるよう、相談支援体制の充実を図るものです。また、地域社会に参加しながら暮らし続けていけるよう、支援機関と関係団体等が連携して支援し、地域住民相互の交流を行う拠点の創出に取り組めます。これらのために、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施します。

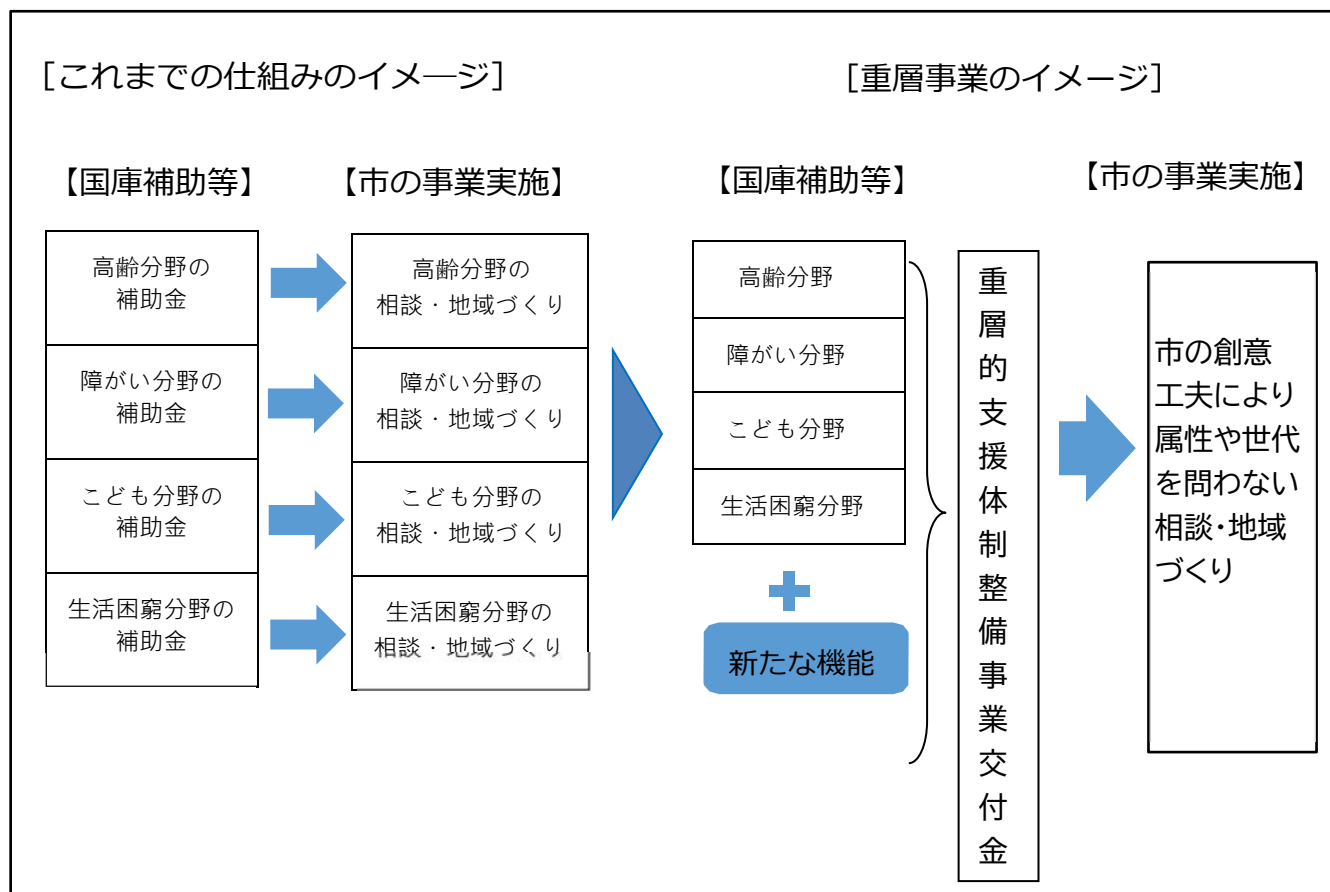


(出典：厚生労働省)

【用語説明】

- | | |
|---------|---|
| 8050問題 | 80代の高齢の親が引きこもりの状態にある50代の子と一緒に暮らし、経済面を含め支援している世帯が抱える様々な問題 |
| ヤングケアラー | 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある |
| アウトリーチ | 助けが必要であるにもかかわらず、必要な支援が届いていない人に対して、積極的に働きかけ、訪問などの支援を行うこと |

また、本事業では、これまでの制度の縦割りを超えて、市の創意工夫により相談支援体制を整備するとともに、これまで分野ごとに実施していた、相談・地域づくりに関連する事業の国等からの補助を重層的支援体制整備事業交付金として一括交付で受けることで、一体的な事業執行が可能となります。



第3. 重層的支援体制整備事業において実施する事業（社会福祉法第106条の4第2項各号）及び実施体制について

1. 事業一覧

	事業名	所管課
相談支援	地域包括支援センターの運営 (介護保険法第115条の4第2項第1～3号)	高齢者支援課
	障害者相談支援事業 (障害者総合支援法第77条第1項第3号)	福祉課
	利用者支援事業 (子ども・子育て支援法第59条第1号)	(特定型)・(基本型) こども未来課 (こども家庭センター型)・ (妊婦等包括相談支援事業型) こども家庭課
	生活困窮者自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援法第3条第2項)	福祉課

	事業名	所管課
地域づくり 支援	地域介護予防活動支援事業 (介護保険法第115条の4第1項第2号)	高齢者支援課
	生活支援体制整備事業 (介護保険法第115条の4第2項第5号)	
	地域活動支援センター機能強化事業 (障害者総合支援法第77条第1項第9号)	福祉課
	地域子育て支援拠点事業 (子ども・子育て支援法第59条第9号)	こども未来課
	生活困窮者支援等のための地域づくり支援事業	福祉課

	事業名	所管課
新たな 機能	参加支援事業	福祉課
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	
	多機関協働事業	

2. 実施体制

(ア) 相談支援

合志市における相談支援は、高齢・障がい・子育て・生活困窮等の各分野に窓口を設け、それぞれが連携・協働しながら支援を行います。

① 地域包括支援センターの運営

所管課	高齢者支援課
業務内容	高齢者などの総合相談と包括的支援体制を確立し、高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。
支援対象者	高齢者及びその家族など
実施方法	直営

② 障がい者相談支援事業

所管課	福祉課
業務内容	市障がい者基幹相談支援センターを中心に、障がいがある人からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止およびその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行う。
支援対象者	障がいがある人及びその家族など
実施方法	委託（市社会福祉協議会）

③ 利用者支援事業（基本型）

所管課	こども未来課
業務内容	教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。
支援対象者	こども及びその保護者など
実施方法	委託（市社会福祉協議会）

④ 利用者支援事業（特定型）

所管課	こども未来課
業務内容	こども未来課に保育コンシェルジュを配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供し、必要に応じて案内やサポートを行う。
支援対象者	子ども及びその保護者など
実施方法	直営

⑤ 利用者支援事業（こども家庭センター型）

所管課	こども家庭課
業務内容	母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うことにより、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく支援を行う。
支援対象者	全ての妊産婦及びこどもとその家庭など
実施方法	直営

⑥ 利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）

所管課	こども家庭課
業務内容	妊娠時から妊産婦に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための保健師等との面談や継続的な情報発信を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を行う。
支援対象者	妊産婦とそのパートナーや家庭
実施方法	直営

⑦ 生活困窮者自立相談支援事業

所管課	福祉課
業務内容	対象者から広く相談を受けるとともに、他の相談支援機関の対象にならない相談などを受け止め、状況に応じた支援計画の作成を行い、自立までを「包括的」かつ「継続的」に支えていく。
支援対象者	現に生活に困窮している人及びその家族など
実施方法	委託（市社会福祉協議会）

(イ) 地域づくり支援

① 地域介護予防活動支援事業

所管課	高齢者支援課
業務内容	脳活き生き教室、高齢者の生きがいと健康づくり事業等を行うとともに、各地区で実施する高齢者サロンを支援し、高齢者等の介護予防に取り組む。
実施方式	委託（市社会福祉協議会など）

② 生活支援体制整備事業

所管課	高齢者支援課
業務内容	生活支援コーディネーター４名を配置し、住民主体で課題解決に取り組む協議体の設置及び運営を行い地域で支えあう仕組みの構築に取り組む。
実施方式	委託（市社会福祉協議会・NPO 法人）

③ 地域活動支援センター機能強化事業

所管課	福祉課
業務内容	ものをつくり出す創作的・生産的活動や、社会との交流を増やす活動などを行う場所として、障がいのある人の地域生活を支援する。
実施方式	委託（市社会福祉協議会）

④ 地域子育て支援拠点事業

所管課	こども未来課
業務内容	未就学児及びその保護者が相互の交流を行う場所を４ヶ所（ぽっぽの部屋、わかば、ひかりの子、地域子育て支援センター）開設し、子育てについての相談や情報の提供、助言等に取り組む。
実施方式	委託（市社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人）

⑤ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

所管課	福祉課
業務内容	地域の福祉ニーズを把握するための事業や、地域福祉資源となるサービスの創出及び推進を図るための人材を育成する事業に取り組む。また、把握したニーズや地域課題解決に向けた事業を行う。
実施方式	委託（市社会福祉協議会）

(ウ) 新たな機能

① 参加支援事業

事業内容	既存の制度では対応できないニーズに対して、地域における社会資源との調整、活用及び開発を行い、社会とのつながりを構築し、社会参加につなげる。併せて、既存の社会資源等の調整、活用及び新たな社会資源等を開発してニーズに対応した支援メニューを増やす。また、地域や受け入れ先が想定される企業等との連携構築や定着に向けた支援及び受け入れ先等のフォローアップを行う。
支援対象者	何らかの理由で社会とのつながりが薄く、既存の支援では対応できない狭間のニーズを有し社会参加が必要と思われる人や世帯など
実施方式	委託（市社会福祉協議会、社会福祉法人）

② アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

事業内容	アウトリーチ等の手法を用いて、支援が必要なのに届いていない人や世帯に対して、必要な支援へ結びつける。併せて、市の相談支援機関においても、各支援関係機関等と連携を構築し、必要性に応じてアウトリーチ等により継続的な支援を行う。
支援対象者	支援が必要であるにもかかわらず届いていない人及び世帯など
実施方式	委託（市社会福祉協議会、社会福祉法人）

③ 多機関協働事業

事業内容	複数の分野にまたがる課題を抱える個人や世帯に対して、各支援関係機関における役割分担等のコーディネートを行う。また、各支援関係機関等だけでは対応が困難なケースについては、重層的支援会議を開催し、支援プランの作成、評価及び適切性等について協議を行う。この事業を円滑に進めるため、相談支援包括化推進員を配置する。
支援対象者	複数の分野にまたがる課題を抱える人や世帯など
実施方式	委託（社会福祉法人）

【合志市 重層的支援体制のイメージ】

